



島根県報

令和3年8月20日（金）

第 236 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業の申請受付及び支払に関連した事務の委託 (感染症対策室) 2

知事管理漁獲可能量の変更 (水産課) 2

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出 (中小企業課) 3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (") 4

【公 告】

公共測量の実施 (技術管理課) 5

【選管規程】

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程 6

【選管告示】

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長の選任 6

【正 誤】

令和3年8月6日付け島根県報第232号中 (森林整備課) 7

告 示

島根県告示第541号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第165条の3第1項の規定により次のとおり事務を委託したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の2第1項の規定により告示する。

令和3年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 委託した者の住所及び名称

島根県松江市学園一丁目7番14号

島根県国民健康保険団体連合会

2 委託した支払金等の種類及び事務の内容

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱に基づく新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（個別接種促進のための支援事業に限る。）の申請受付及び支払に関連した事務（県が医療機関等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査並びに支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務を除く。）

3 委託の開始年月日

令和3年7月30日

島根県告示第542号

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和3年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量

令和2年12月25日 公表

令和3年6月11日 変更

令和3年8月6日 変更

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

1 島根県に配分された漁獲可能量

20,900トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	19,600トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

34,600トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	34,100トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

島根県告示第543号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和3年8月20日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス下古志店 島根県出雲市下古志町701-5外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内1-5-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年4月6日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,020平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

38台（建物北側及び東側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

15台（建物北西側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

30平方メートル（建物北東側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

5.76立方メートル（建物北東側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3か所（建物敷地北側及び北西側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和3年8月5日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第544号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和3年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ松江店 島根県松江市乃白町2068

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 三菱UFJリース株式会社

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

(4) 変更の年月日

令和3年4月1日

2 届出年月日

令和3年8月10日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲空港管理事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年8月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量 (航空レーザ測量)

2 作業期間

令和3年7月21日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

出雲空港を含む周辺

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年8月20日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程（平成28年鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「、かつ、当該責任者の印を押印し」を削る。

別記第4号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第9号様式中「印」を削り、同様式の備考に次のように加える。

3 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第11号様式表面中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

別記第13号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第14号様式表面中「氏名 印」を「氏名 」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号**

令和3年8月5日開催した鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会において、次の者を鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長に選任した。

令和3年8月20日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

島根県松江市西法吉町10-23 大 野 敏 之

任期 令和3年10月20日から令和6年10月19日まで

正 誤

令和3年8月6日付け島根県報第232号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から4	保安林予定森林（2件）	（森林整備課） 2
		保安林予定森林	（森林整備課） 2
		指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ） 2

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第521号中	次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。	次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。
	1	保安林予定森林の所在場所	1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所